

様式第4号 (第9条関係)

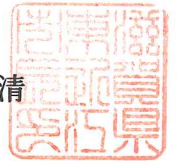
一般廃棄物処理業許可証

平成29年6月23日

住所 滋賀県彦根市南川瀬町771番地

氏名 株式会社杉本商事
代表取締役 杉本朝幸様

東近江市長 小椋正清



平成29年5月24日付け一般廃棄物処理業の申請については、廃棄物の処理
及び清掃に関する法律第7条の規定により、次のとおり
第1項 第6項 第2項 第7項

許可
許可の更新
許可
許可の更新
します。

| | |
|-----------------|--------------------------------|
| 許可番号 | 東近江市廃対指令第 130 号 |
| 事業所の所在地 及び名称 | 滋賀県彦根市南川瀬町771番地 株式会社杉本商事 |
| 取扱廃棄物の 種類 | 一般廃棄物 (し尿、浄化槽汚泥、動物の糞尿及び屍体を除く。) |
| 収集、運搬及び 処分の別 | 収集、運搬 |
| 営業の区域 | 東近江市内全域 |
| 許可期間 | 平成29年7月4日から平成31年7月3日まで |
| 条件 | 裏面に記載のとおり |

許 可 条 件

遵 守 事 項

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東近江市廃棄物の処理及び環境の美化に関する条例並びに同条例施行規則を遵守すること。
- 2 関係法令及び関係組合条例等を遵守すること。
- 3 事業運営にあたっては、良好な環境保持に努めること。
- 4 許可した一般廃棄物以外のものを混入しないこと。
- 5 中部清掃組合、湖東広域衛生管理組合及び愛知郡広域行政組合の各管内の一般廃棄物は、各管内処理施設に搬入すること。
- 6 毎月、搬入実績を報告すること。
- 7 その他、市の指示に従うこと。